

プロキューブサービス約款

第1条 (本約款の目的)

1. 本プロキューブサービス約款 (以下「本約款」という) は、申込者 (以下「甲」という) とシスメックス株式会社 (以下「乙」という) との間、タンパク質生産及び/又は物性分析サービス「プロキューブサービス」 (以下「本件サービス」という) に関する基本条件について定める。
2. 第2条に規定する申込書を提出することにより、甲は本約款に従うことに同意したものとみなす。

第2条 (委託契約の成立)

1. 甲の乙に対する本件サービスの委託の契約 (以下「委託契約」という) は、甲が乙に対し、委託するサービスの種別、生産及び/又は分析の目的となるタンパク質及び/又は物性の条件その他の必要事項を記載した本約款表面の申込書 (以下「申込書」という) を提出することにより、対象となるサービス (以下「委託業務」という) を申し込み、乙がこれを承諾することにより成立する。なお、以下、委託契約において合意された、生産及び/又は分析の目的となるタンパク質及び/又は物性を、「対象タンパク質」又は「対象物性」という。
2. 前項の申込書受領後乙の10営業日以内に甲が乙より諾否の通知を受け取らなかった場合は、当該期間の経過をもって乙はこれを承諾したものとみなされ、申込書に基づく委託契約が成立するものとする。

第3条 (原始資料の提供・取扱い)

1. 乙が要請した場合、甲は乙に対して、甲乙が別途合意する期限までに、委託業務の遂行に必要な、乙の求める抗体、遺伝子、遺伝子情報 (DNA配列情報など)、被測定物その他の関連情報 (以下、総称して「原始資料」という) を乙又は乙の指定する提供先に提供するものとする。
2. 甲は乙に対し、原始資料に含まれる遺伝子の情報が正確であること (当該遺伝子の生物種由来を正確に提示することを含む) 及び乙に原始資料を提供する正当な権限を有することを表明し、保証するものとする。
3. 原始資料が人畜に危険を及ぼすおそれがあるなど取扱いに注意が必要な場合、甲は乙に対して、その内容、特性、毒性及び取扱いについて、事前に書面で通知するものとする。
4. 書面で合意する場合を除き、乙は甲に対して当該原始資料を返還する義務を負わない。

第4条 (業務の遂行)

1. 乙は、甲より前条の原始資料の提供を受けてから委託業務を遂行する。
2. 委託業務のうちタンパク質及び物性の分析については、乙は、委託契約に従って対象タンパク質及び物性の分析を行い、その結果を乙所定の様式によるプロキューブサービス報告書にまとめた上で、別途甲乙合意した納期 (以下「納期」という) までに、別途甲乙合意した提出先 (以下「提出先」という) に提出する。
3. 委託業務のうちタンパク質の生産については、乙は、委託契約に従って対象タンパク質を目的として生産するよう努めるものとし、当該委託業務に関するプロキューブサービス報告書を乙所定の様式によりまとめた上で、納期までに、当該プロキューブサービス報告書と当該業務の結果生産されたタンパク質 (以下「納品タンパク質」という) を提出先に納品する。なお、乙は、一定の品質及び/又は数量のタンパク質の納品を保証するものではなく、たとえ甲が予想・期待した品質及び/又は数量のタンパク質の納品がなされなかった場合においても、乙は甲に対して何らの責も負わない。
4. 次の各号の一に該当する場合には、乙は、納期の遅延についての責を負

わないものとし、甲に対して納期の変更を求めることができるものとする。

- (1) 原始資料その他の委託業務の遂行に必要な資料の提供の不足又は誤り等のため委託業務の進捗に支障が生じたとき。
 - (2) 天災その他の不可抗力により納期を遵守することが困難になったとき。
5. 乙は、前項に規定する場合のほか、委託業務の遂行において納期を遵守できないおそれが生じた場合は、直ちに甲に通知し、納期の変更について協議するものとする。

第5条 (納品物及び報告書の確認)

1. 甲は、タンパク質の生産を委託した場合において、乙から納品タンパク質の納品を受けたときは、乙が提出したプロキューブサービス報告書に記載された納品数量に照らして、その数量に不足がないか否かを、納品後3日以内に確認する (以下、当該確認を「納品物の確認」という) ものとし、不足を発見した場合は、直ちにその旨を乙に書面にて通知するものとする。
2. 乙は、前項の通知を受けた場合において、当該不足が乙の責によるものであるときは、乙の判断により、甲と協議のうえ定める期間内に不足するタンパク質を甲に追納するか、又は委託料の減額を行うものとする。なお、不足するタンパク質を追納する場合の納品物の確認については、前項の規定を準用する。
3. 第1項の期間内に甲から乙に対して何らの書面による通知もなされないときは、甲による納品物の確認が完了したものとみなす。
4. 甲は、前条に従い乙から提出されたプロキューブサービス報告書については、その記載に委託契約との不一致がないかどうかを受領後3日以内に確認する (以下、当該確認を「報告書の確認」という) ものとし、委託契約との不一致を発見した場合は、直ちにその旨を乙に書面にて通知するものとする。
5. 乙は、前項の通知を受けた場合において、当該不一致が乙の責によるものであるときは、甲と協議のうえ定める期間内にプロキューブサービス報告書を修正し、甲に再提出するものとする。なお、その場合の報告書の確認については、前項の規定を準用する。
6. 第4項の期間内に甲から乙に対して何らの書面による通知もなされないときは、甲による報告書の確認が完了したものとみなす。
7. 委託業務は、当該委託業務に係る納品物の確認及び報告書の確認の完了をもって完了とする。

第6条 (委託料の支払)

1. 甲は乙に対し、乙による委託業務の内容に応じて、別途乙所定の基準 (以下「委託料基準」という) に基づき確定した委託料を支払うものとする。但し、乙は、委託契約を締結する前に、委託料基準に従い、当該委託業務にかかる委託料の見積書を提出する。なお、委託契約において別段の合意がない限り、甲は、委託業務遂行の結果、乙が一定の品質及び/又は数量のタンパク質を納品できなかった場合においても、委託料基準に従い、乙に対して所定の委託料を支払うものとする。
2. 甲は、乙の請求書受領後30日以内に、乙の指定する銀行口座への振込により、前項の委託料を支払うものとし、振込にかかる手数料は甲の負担とする。なお、委託料に対する消費税及び地方消費税は甲が負担するものとし、税率の改定その他の事由によりその算定方法に変更が生じた場合には、変更後の算定方法によるものとする。
3. 甲は、乙と協議のうえ、委託契約の履行に際し、甲の販売代理店として

第三者を介在させることができる。この場合、乙は委託料の請求書を第三者宛に送付し、甲は第三者をして第三者名義で委託料を乙に支払わせることができる。但し、この場合においても、甲は委託料の支払義務を免れない。

4. 委託料とは別途料金が発生する場合には、乙は甲に対し、委託料に付加してこれを請求し、甲は、乙の請求に基づき、これを乙に支払うものとする。

第7条 (危険負担)

納品タンパク質の全部又は一部が納品後に乙の責に帰し得ない事由により滅失、毀損又は変質した場合、甲がその損害を負担する。

第8条 (所有権の移転)

納品タンパク質の所有権は、委託料の支払いが完了した時点で、乙から甲に移転する。

第9条 (用途の制限)

1. 甲は、納品タンパク質を甲の試験研究目的のみに使用し、商業目的に使用しないものとする。なお、甲が納品タンパク質を商業目的に使用する場合、別途甲乙協議の上、当該タンパク質の製造委託契約を締結するものとする。
2. 甲は、納品タンパク質に含まれるウイルスを用いて、当該タンパク質の遺伝子情報を含むウイルス及び当該タンパク質を複製してはならない。

第10条 (保証)

委託業務のうちタンパク質の生産において、乙が、品質及び/又は数量の保証を行う場合には、委託契約においてその条件を定めるものとし、乙は、委託契約において定める以外に、品質及び/又は数量について何らの責任も負わない。

第11条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、委託契約に関連して相手方から秘密と指定された上で開示を受けた情報 (以下「秘密情報」という) を秘密として保持するものとし、秘密情報を開示した当事者 (以下「開示者」という) の書面による同意を事前に得ることなく第三者に開示、公表又は漏洩してはならず、また、委託契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当することを証明できる場合は、この限りでない。なお、甲乙間で別段の合意がなされない限り、原始資料は甲の、プロキユアサービス報告書は乙の秘密情報とする。
 - (1) 開示されたときに既に公知であったもの。
 - (2) 開示される前から既に適法に所有していたもの。
 - (3) 開示された後に、秘密情報を受領した当事者 (以下「受領者」という) の責に帰すべき事由によらず公知となったもの。
 - (4) 法律上正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負わずに入手したもの。
 - (5) 開示された秘密情報を利用又は参照することなく独自に開発したもの。
2. 甲及び乙は、秘密情報を開示する際には、開示される文書等に表示する等の方法により、明確に秘密と指定しなければならない。なお、口頭や実演など開示の際に秘密である旨を文書等に表示することができない方法で開示する場合、開示者は、情報の開示に際して当該情報が秘密である旨を受領者に告知し、その開示後 10 営業日以内に、その内容を書面により受領者に通知する方法で秘密と指定するものとする。
3. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を、委託契約の履行のために合理的に必要な範囲における自らの役員及び従業員 (以下「役職員」と

いう) においてのみ使用させることができる。但し、当該役職員に秘密保持に係る義務を課して本条の遵守を徹底させ、当該役職員による秘密情報の開示、公表又は漏洩を防止するために適切な措置をとらなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、乙は、委託契約の履行のために合理的に必要な範囲において、第 13 条第 2 項に基づく委託業務の再委託先に甲の秘密情報を開示することができる。
5. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を第 1 項本文又は前項に基づき第三者に対して開示する場合、当該第三者に対し本約款におけるのと同等の秘密保持に係る義務を負わせ、遵守させなければならない。
6. 受領者は、法令又は証券取引所規則に基づき官公署又は証券取引所 (以下、総称して「官公署等」という) から、開示者の秘密情報を開示することを強制された場合、当該官公署等に対して当該秘密情報を開示することができる。但し、開示に先立ち当該官公署等からの要求について速やかに開示者に通知しなければならない。開示者が当該開示要求に対して権利を主張することを選択した場合、異議申立に関する法的手続に要する費用の一切を負担することを条件として、受領者は、合理的な範囲で相手方に協力する。なお、法的な強制事由により開示者に対して事前通知が不可能である場合に限り、官公署等から開示要求を受けた受領者は、法の定めるところにより、開示者への事前通知なく当該開示要求に応じることができるものとし、開示を行った旨を開示後直ちに開示者に通知する。
7. 受領者は、秘密情報の使用目的が終了した場合又は開示者から要請があった場合、自らの選択により、遅滞なく秘密情報及びその複写・複製物の返却、破棄、消去、その他必要な措置を講じるものとする。

第12条 (知的財産権の帰属)

1. 委託業務遂行の過程で甲又は乙が知得した技術的知見のうち、対象タンパク質及び納品タンパク質の構造や性質に専ら依存するもの、又は甲から乙に開示・提供された秘密情報を必須要件とする知的財産権は甲に帰属し、その他の知的財産権は乙に帰属する。
2. 前項にかかわらず、第 13 条第 2 項に従い乙が第三者に委託業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、第三者への委託について甲に事前に通知することを条件として、委託業務遂行の過程で生じる知的財産権は発明考案者の所属に従い甲、乙、又は第三者に単独で又は共同で帰属する。

第13条 (権利・義務の譲渡及び再委託)

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、委託契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡、移転してはならない。
2. 乙は、自己の責任をもって委託業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第14条 (輸出規制)

1. 両当事者は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法令、その他の日本国政府及び米国政府による輸出関連規制 (以下「外為法等」という) を遵守するものとし、相手方から入手した物品又は技術情報を第三者に提供し、又は他国に輸出する必要が生じた場合、秘密保持に関する規定 (第 11 条) を遵守のうえ、外為法等の定めに従い必要な手続きを行うものとする。
2. 両当事者は、相手方から入手した物品又は技術情報を大量破壊兵器等の開発等に用いるなど国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者及びそのおそれがある者、その他日本及び管轄権を有する国の法令又は政府に指定された者に提供してはならず、また、同目的に

自ら使用し、又は第三者をして使用させてはならない。

第15条（有効期間）

委託契約は本約款第2条に基づく委託契約成立の日から、第6条に基づく委託料の支払いが完了したときまで有効とする。但し、第11条の規定は委託契約終了後も3年間なお効力を有するものとし、第3条第2項、第3条第4項、第4条第3項第2文、第6条乃至第10条、第12条、第14条、第16条第2項、第17条第3項、第20条、第21条乃至第23条の各規定は、委託契約終了後も対象事項の存在する限り、なお効力を有するものとする。

第16条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく委託契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 委託契約の条項に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず違反が是正されないとき。
 - (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (3) 自ら振出し又は引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき。
 - (5) 事業の廃止、重要な部分の譲渡、又は会社の合併、会社の解散を決議したとき。
 - (6) 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (7) 災害その他やむを得ない事由により、委託契約の履行が困難と認められるとき。
2. 第1項の解除は、解除した当事者の被った損害について相手方に賠償請求をすることを妨げない。

第17条（反社会的勢力との取引の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。
 - (1) 自己又は自己の役員（取締役、執行役、相談役若しくは顧問その他名称を問わず実質的に経営権を有する者をいい、以下同様とする）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体若しくは暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）でないこと、又は反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己又は自己の役員が、第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己又は自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと
 - (4) 自己又は自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、取引の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、当該取引の相手方の名誉や信用を毀損し、又は、当該取引の相手方の業務を妨害しないこと
 - (6) その他暴力団排除条例又はその他の関係法令に違反する行為をしないこと
2. 甲及び乙は、第1項への違反が判明した場合、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
3. 相手方が第1項に違反したことにより委託契約を解除した当事者（以下

「解除者」という）は、自己が被った損害につき相手方に対し損害賠償を求めることができる。また、当該解除により相手方に損害が生じた場合でも、解除者は相手方の損害を賠償する責を負わないものとする。

第18条（期限の利益の喪失）

第16条第1項各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は、甲乙間の取引により生じた乙に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失する。

第19条（中止）

乙は、対象タンパク質及び／又は被測定物が著しく人体に有害であり、その取扱いに危険を伴うことが明らかとなった場合、甲にその旨通知し、当該委託業務を中止することができる。この場合、乙は甲に対して、当該中止までの業務量に応じた対価を請求できるものとする。

第20条（契約終了後のウイルスの取り扱い）

1. 乙は、委託業務のうちタンパク質の生産において乙が生産したタンパク質の遺伝子情報を含むウイルスを、委託契約終了後も3年間保管するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当該ウイルスの保管期間については、甲乙別途合意のうえに変更することができる。

第21条（紛争等の処理）

1. 乙が生産を受託した際に実施するタンパク質の製造方法若しくは精製方法又は乙が分析を受託した際に実施する対象物性の分析方法に関して第三者との間で著作権を含む知的財産権若しくはその他の権利に関する紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と費用負担で当該紛争を解決するものとし、甲はこれに協力する。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が生産を受託した対象タンパク質及び納品タンパク質の構造又は性質に専ら起因して紛争が生じた場合、乙が実施する製造方法、精製方法等について乙が甲の指示に従ったことに起因して紛争が生じた場合、乙が分析を受託した被測定物自体に関して紛争が生じた場合、乙が分析を受託した対象物性の分析方法について乙が甲の指示に従ったことに起因して紛争が生じた場合、又はそれらのおそれのある場合、甲は、自己の責任と費用負担で解決するものとし、乙はこれに協力する。
3. 乙は、乙が生産を受託した対象タンパク質及び納品タンパク質の構造、性質、製造方法若しくは精製方法、又は乙が分析を受託した対象物性の分析方法に関して、第三者が所有する著作権を含む知的財産権又はその他の権利を侵害しないことを保証するものではない。

第22条（損害賠償）

甲又は乙が委託契約に関して相手方に損害賠償責任を負う場合、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任その他請求原因の如何にかかわらず、その損害の範囲に逸失利益を含まず、相手方に直接かつ現実に生じた通常の損害についてのみ負担するものとし、かつ、その額については、当該損害の発生の原因となった委託契約にかかる委託料の額を上限とする。

第23条（管轄裁判所の合意）

本約款及び委託契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（協議）

本約款及び委託契約に定めなき事項並びに本約款及び委託契約の各条項に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

以上